

# 徳島県家畜保健衛生所 機能強化基本構想（案）

令和2年3月

徳島県農林水産部畜産振興課



－ 目 次 －

趣 旨	1
I 徳島県家畜保健衛生所の概要	2
1 沿革	2
2 家畜保健衛生所の業務概要	4
II 本県畜産業を取り巻く状況	7
1 経済のグローバル化の急激な進展	7
2 「畜産経営基盤」強化の必要性	7
3 家畜伝染病の発生リスクの増大	7
4 「とくしま畜産成長戦略」の策定	8
III 本県家畜保健衛生所の現状	9
1 家畜保健衛生所庁舎の現状	9
2 組織体制の状況	10
3 家畜伝染病防疫体制の状況	10
4 県内畜産農家からの要望	10
IV 将来を見据えた機能強化（再編整備）の方向性	12
1 機能強化（再編整備）に向けた現状整理	12
2 機能強化の方向性	13
3 家畜保健衛生所庁舎の配置	13
4 各圏域の家畜保健衛生所庁舎の性格	14
V 家畜保健衛生所の機能強化（再編整備）による効果	15
1 「畜産振興の総合指導拠点」としての機能を発揮	15
2 更なる家畜伝染病防疫体制の確立	15
3 「地域を支える」畜産技術者の養成	15
4 新庁舎の整備による安全性の確保	15
5 各関係機関・団体等に対する効果の整理	16
〈参考〉本県家畜保健衛生所の機能強化に向けた検討状況	17
〈参考〉本県家畜保健衛生所の変遷	19

## 趣 旨

近年の畜産業を取り巻く情勢については、「TPP11」、「日EU・EPA」の協定発効、また、本年1月に発効した「日米貿易協定」など、経済のグローバル化の進展は急激に加速しており、畜産を取り巻く国際情勢の変化により、厳しい国際競争に立ち向かう新たな局面を迎えている。

また、畜産農家の高齢化・後継者不足、生産コスト（飼料価格や生産資材）の高騰による収益性の低下、そして、地域の畜産を支える畜産技術者（獣医師、人工授精師等）の高齢化・減少などにより畜産経営基盤が脅かされ、畜産農家戸数も減少の一途をたどっており、本県においても同様の事態となっている。

加えて、国内では、「高病原性鳥インフルエンザ」や「口蹄疫」、さらには「CSF」など、相次いで家畜伝染病の発生が確認されているが、経済のグローバル化の進展により、海外からの家畜伝染病の侵入機会が増大することも懸念され、より一層の衛生管理の徹底も必要である。

こうした中、生産者の方々が安心して日々の経営に取り組み、将来に向けて夢のある産業となるよう、中長期的な視点に立ちつつ、本県畜産において当面取り組むべき体質強化策を「とくしま畜産成長戦略」として策定した（平成28年3月策定。平成30年3月改訂）。

本県家畜保健衛生所も、これまで家畜伝染病の発生予防・まん延防止や畜産振興施策の推進など、本県畜産振興の拠点として、様々な業務を行ってきたところであるが、「とくしま畜産成長戦略」の着実な実行を図るため、また、県内畜産農家からの様々な要望に対して、柔軟かつスピード感を持って対応できる組織として、その機能を強化していく必要がある。

そこで、将来を見据えた畜産振興・家畜防疫の拠点として、畜産農家から求められる5年・10年先の「あるべき家畜保健衛生所」を実現するため、本県家畜保健衛生所の機能強化について検討を行い、その結果を「徳島県家畜保健衛生所機能強化基本構想」として取りまとめたので報告する。

令和2年3月

徳島県農林水産部畜産振興課

## I 徳島県家畜保健衛生所の概要

### 1 沿革

#### (1) 根拠法令

「家畜保健衛生所法（昭和25年3月18日法律第12号）」に基づき，地方における家畜衛生の向上を図り，もって畜産振興に資するため，各都道府県に設置

#### (2) 経緯

- ① 「家畜保健衛生所法」の施行に伴い，本県では昭和25年12月，徳島家畜保健衛生所を徳島市に設置するとともに，板東支所，半田支所を併せて設置
- ② 昭和42年には，家畜保健衛生所再編整備により徳島，阿南，鴨島，三加茂の4所体制に移行
  - ・鴨島家畜保健衛生所（昭和43年3月，現：西部家畜保健衛生所吉野川庁舎）
  - ・阿南家畜保健衛生所（昭和44年3月，現：徳島家畜保健衛生所阿南支所）
  - ・三加茂家畜保健衛生所（昭和45年3月，現：西部家畜保健衛生所東みよし庁舎）を整備
- ③ 平成元年5月，徳島家畜保健衛生所を新築。また，平成12年度には阿南家畜保健衛生所を徳島家畜保健衛生所の支所として再編整備
- ④ 平成20年度には，吉野川家畜保健衛生所と東みよし家畜保健衛生所を統合し，西部家畜保健衛生所を設置（分庁舎方式）
- ⑤ 平成24年度からは，家畜保健衛生所を本庁組織とし，家畜防疫衛生センターを設置，現在に至る。

#### (3) 家畜保健衛生所の所在地・規模

各庁舎所在地と規模及び所管地域の家畜飼養頭羽数は次のとおり。

##### ① 所在地と規模

家保名	所在地	敷地面積(m <sup>2</sup> )	建物延面積(m <sup>2</sup> )	設置年(年数)
徳島家畜保健衛生所	徳島市南庄町5丁目94	2,044.28	1,345.13	平成元年(30年)
徳島家畜保健衛生所阿南支所	阿南市日開野町谷田483-3	1,975.74	469.63	昭和44年(50年)
西部家畜保健衛生所吉野川庁舎	吉野川市鴨島町麻植塚136の3	2,430.76	833.66	昭和43年(51年)
西部家畜保健衛生所東みよし庁舎	三好郡東みよし町中庄856-1	2,064.71	503.56	昭和45年(49年)

② 配置



③ 家畜保健衛生所の所管地域及び家畜飼養状況

( 上段 : 戸 , 下段 : 頭 , 千羽 )

家保名	所管区域	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏	計
徳島	県中央部	20	30	3	12	33	98
	3市7町1村	800	9,124	2,409	156	715	13,204
阿南支所	県南部	2	17	1	7	15	42
	1市4町	812	2,096	600	124	402	4,034
西部 (吉野川)	県央部	62	74	13	13	19	181
	2市2町	2,072	9,022	28,881	731	1,085	41,791
西部 (東みよし)	県西部	5	29	6	8	111	159
	2市2町	267	1,655	8,039	33	2,310	12,304
計		89	150	23	40	178	480
		3,951	21,897	39,929	1,044	4,512	71,333

( 平成31年2月1日現在, 家畜保健衛生所調べ )

## 2 家畜保健衛生所の業務概要

### (1) 主要業務と根拠法令等

主要業務	根拠法令等	占有率(%)
(ア) 家畜防疫業務	家畜伝染病予防法	40
(イ) 病性鑑定業務	家畜保健衛生所法, 家畜伝染病予防法 牛海綿状脳症特別措置法	15
(ウ) 家畜診療業務	獣医師法、獣医療法、家畜改良増殖法、農業保険法	15
(エ) 畜産新技術普及指導	家畜改良増殖法, 酪肉振興法, 養鶏振興法等	10
(オ) 畜産物の安全性確保	飼料安全法, 牛トレーサビリティ法 JGAP家畜畜産物・農場HACCP認証制度	10
(カ) 動物薬事・獣医事	家畜保健衛生所法, 獣医師法, 獣医療法 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律	5
(キ) 畜産環境保全	家畜排せつ物の適正処理及び利用の促進に関する法律	5
		100

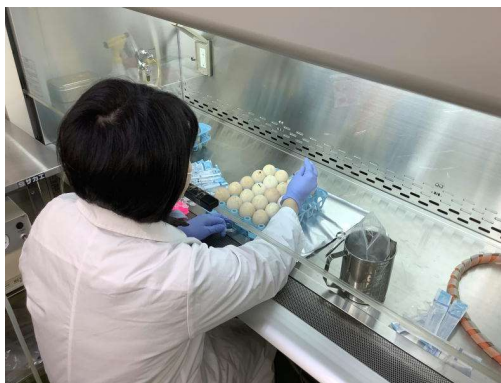
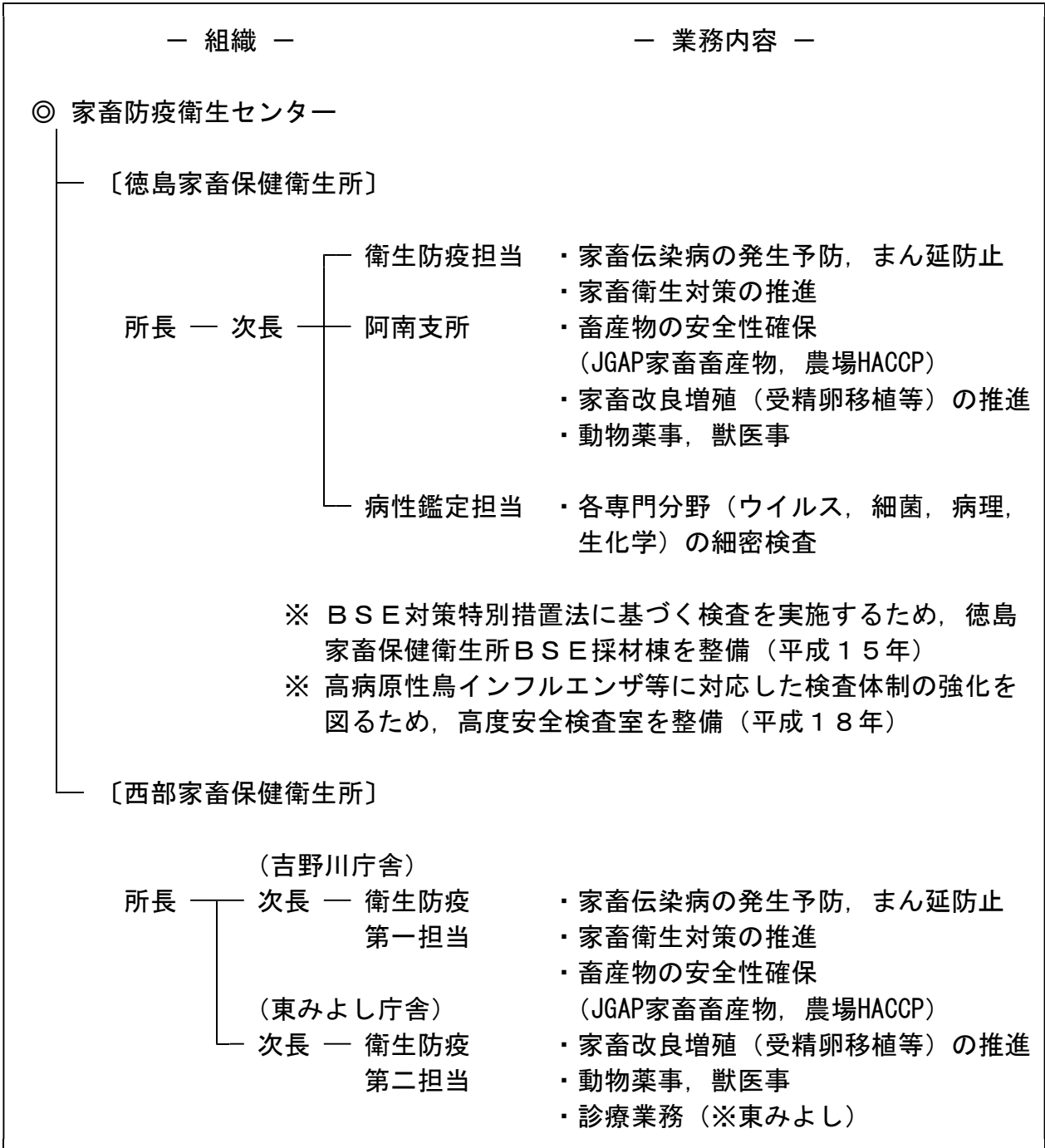
### (2) 設備等の基準

「家畜保健衛生所法施行令（平成11年12月22日，政令第417号）」により，家畜保健衛生業務に必要な検査機器等ほか疾病検査室，病理解剖室及び家畜の死体や汚染物品処理のための焼却施設等，専用施設の設置が義務付けられている。

### (3) 業務の特殊性

- ① 家畜伝染病の迅速診断や防疫対応のほか，各法令に基づき畜産物の安全性確保，畜産環境保全，適切な獣医療の提供など，地域の畜産振興に寄与している。
- ② 特に，家畜伝染病の発生予防及びまん延防止に係り，高度な危機管理対応が求められる。
- ③ 人畜共通感染症を取り扱うことから，病原体に対する感染防御や散逸防止のため，職員（獣医師）は専門的知識が必要である。

(3) 組織と業務内容



ウイルス培養検査



病理組織検査





牛吸器病の診療（聴診）



家畜人工授精



観血法による去勢手術



防疫演習



研修会の開催



動物用医薬品適正販売指導

## Ⅱ 本県畜産業を取り巻く状況

### 1 経済のグローバル化の急激な進展

「TPP11」や「日EU・EPA」、さらには、本年1月に発効した「日米貿易協定」など、経済のグローバル化の進展は急激に加速しており、畜産を取り巻く国際情勢の変化により、厳しい国際競争に立ち向かう新たな局面を迎えている。

しかし、一方では、本県畜産物を海外に積極的に輸出する好機でもある。

### 2 「畜産経営基盤」強化の必要性

畜産農家の高齢化・後継者不足、生産コスト（飼料価格や生産資材）の高騰による収益性の低下、そして、地域の畜産を支える畜産技術者（獣医師、人工授精師等）の高齢化・減少などにより、畜産農家戸数も減少の一途をたどっている。

今後、本県畜産を維持・発展させていくためにも、「畜産経営基盤」を強化していく必要性が高まっている。

### 3 家畜伝染病の発生リスクの増大

(1) 近隣アジア諸国では、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、ASFなどの家畜伝染病が断続的に発生しており、我が国への侵入リスクは高い状況が続いている。

特に、訪日外国人が増加する中、違法に持ち込まれた「豚肉製品・加工食品」から、近隣アジア諸国で猛威を振るう「ASF」ウイルス遺伝子が検出されるなど、経済のグローバル化の進展により、海外からの家畜伝染病の侵入機会がさらに増大している。

(2) 国内においては、この10年、多くの家畜伝染病の発生が確認されている。

- ・ 平成16年1月、国内では79年ぶりに発生した「高病原性鳥インフルエンザ」は、数年おきに発生が確認されており、平成22年度、平成28年度には、全国規模で多数の発生が確認されたところである。

特に、平成30年1月には、香川県において、四国初となる発生が確認され、本県の一部が搬出制限区域に含まれるなど、本病の発生リスクは極めて高い状況となっている。

- ・ 平成22年4月、宮崎県において、国内では92年ぶりに「口蹄疫」が発生。同年8月に終息したが、約28万9千頭の偶蹄類家畜が殺処分されるなど、甚大な被害をもたらした。本県からも多くの家畜防疫員が支援活動に従事した。

- ・ 平成30年9月、岐阜県において、国内では26年ぶりとなる発生が確認された「CSF」は、中部・関東地方を中心に感染が拡大。

特に、「野生いのしし」への感染が広がったことで、「豚飼育農場」での発生に繋がったと考えられており、他地域への感染拡大も懸念されている。

このような状況の中、令和2年1月、西日本では初めて沖縄県で発生を確認。

海を隔てた地域での発生により、本県での発生リスクも一段と高まってきている状況である。

国内での「CSF」発生により、これまでに「約16万4千頭」が殺処分されるなど、大きな被害をもたらされている。

#### 4 「とくしま畜産成長戦略」の策定（平成28年3月策定。平成30年3月改訂）

本県畜産業を取り巻く状況を踏まえ、生産者の方々が安心して日々の経営に取り組み、将来に向けて夢のある産業となるよう、中長期的な視点に立ちつつ、本県畜産業において当面取り組むべき体質強化策を「とくしま畜産成長戦略」として策定。

経済のグローバル化への対応はもとより、

##### （1）酪農

乳用後継牛を外導入に頼る傾向が強く、導入コストが高騰している。繁殖技術指導の要望が高い。

##### （2）肉用牛

肥育素牛価格の高騰による収益が低下。生産性向上への取り組みが必要。

##### （3）養豚

飼料価格の高止まりなど生産コストの増加や、CSF、ASFの発生リスクが増大。生産性向上対策や家畜伝染病防疫対策の強化が求められている。

##### （4）養鶏（採卵鶏・肉用鶏）

高病原性鳥インフルエンザをはじめとする家畜疾病に対する防疫対策の徹底・強化が必要

など、各畜産経営が抱える課題・要望に対して、「儲かる畜産業」を実現するため次の基本方針に基づき、施策を展開している。

##### （1）競争力の高い持続可能な畜産業の実現

##### （2）次代を担う人材の育成

##### （3）畜産物の流通合理化による競争力の強化

##### （4）環境にやさしい安全・安心な畜産業の推進

##### （5）県産畜産物の輸出の推進

なお、家畜保健衛生所の機能強化については、「（4）環境にやさしい安全・安心な畜産業の推進」において、

- ・ 高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病対策として、検査体制の強化や防疫マニュアルの再点検など、迅速かつ的確な初動防疫対応を構築
- ・ 家畜診療や人工授精など、家畜生産技術の安定的な確保が難しい状況となっていることから、ワンストップで生産者の要望に対応できる体制整備

を図ることとしている。

### Ⅲ 本県家畜保健衛生所の現状

#### 1 家畜保健衛生所庁舎の現状

##### (1) 周辺の環境

徳島家畜保健衛生所（本所）及び阿南支所は、周辺の商業化・宅地化が進展し、民家や商業施設が隣接している。

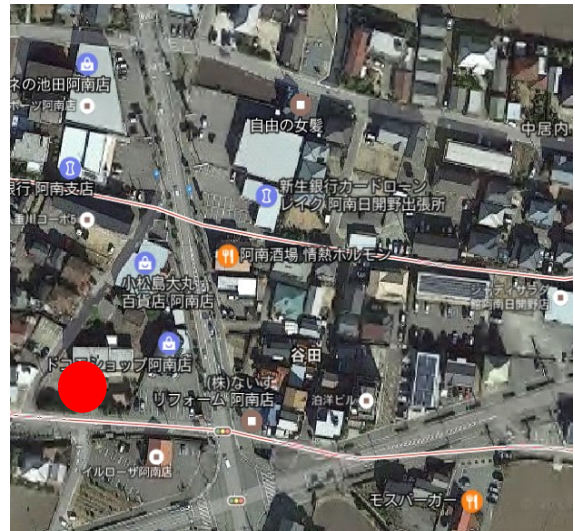
一方、西部家畜保健衛生所（吉野川庁舎、東みよし庁舎）は、平地に位置するが、周辺には宅地等が少ない場所である。

##### ○ 徳島家畜保健衛生所



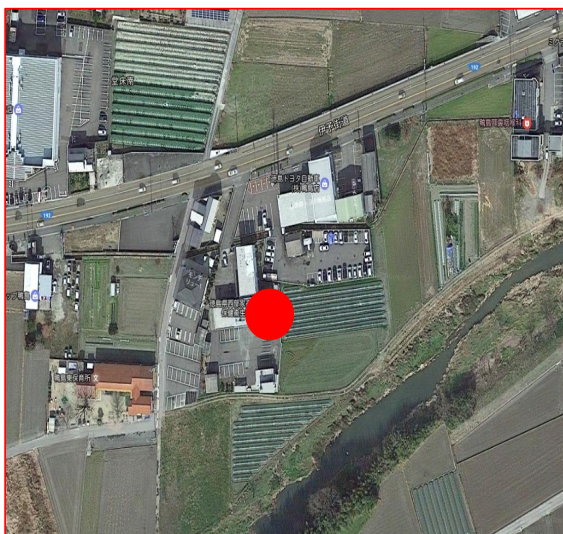
周辺には、民家が密集するとともに、社会福祉施設が隣接している。

##### ○ 徳島家畜保健衛生所 阿南支所



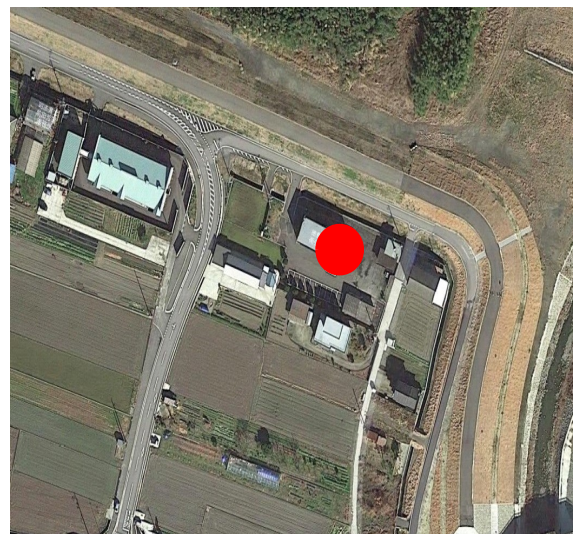
周辺は、商業化の進展により、多くの商業施設が隣接している。

##### ○ 西部家畜保健衛生所 (吉野川庁舎)



国道沿いに位置し、商業施設もあるが、民家はない。

##### ○ 西部家畜保健衛生所 (東みよし庁舎)



周辺に民家は少ない。

## (2) 庁舎建物（構造・検査室等）の状況

- ・ 平成元年に整備した徳島家畜保健衛生所（本所）を除く3庁舎は、いずれも昭和43～45年当時に整備したものであり、築後49～51年が経過し、老朽化が顕著であり、耐震基準にも適合していない。
- ・ 徳島家畜保健衛生所（本所）では、ウイルス検査の実施に係り、高度に安全管理された検査室（高度安全検査室）を設置している。
- ・ 焼却炉  
病理解剖検査後の家畜死体等を処理するための焼却炉を設置している。  
西部家畜保健衛生所両庁舎の焼却炉は平成21、22年度に、また徳島家畜保健衛生所の焼却炉は、平成26年度に整備を行ったところである。  
阿南支所については、大家畜の病理解剖検査実施状況や周辺環境への影響を考慮し、現在、焼却炉は使用していない。

## 2 組織体制の状況

畜産農家からの要望に対して、「総合指導拠点」としての役割が、ますます重要となる中、本県では、公務員獣医師の確保難が続いており、家畜保健衛生所の職員数も減少している。

そのような状況の中、現行の「少人数分散配置体制」では、家畜伝染病防疫対策はもとより、「高度病性鑑定技術」や「繁殖技術」などの専門技術において、スムーズな技術継承が困難となり、今後、迅速・的確な行政サービスの提供に支障を来すことが懸念される。

## 3 家畜伝染病防疫体制の状況

- (1) 近隣アジア諸国では、「口蹄疫」、「高病原性鳥インフルエンザ」、「ASF」などの家畜伝染病が断続的に発生しており、我が国への侵入リスクは、非常に高い状況が続いている。

特に、経済のグローバル化の進展により、「ヒト・モノ」の動きが高まる中、こうした家畜伝染病のウイルスが、今後、国内に持ち込まれる可能性は、一層高まるものと考えられる。

- (2) 一方、国内においては、近年、「CSF」や「高病原性鳥インフルエンザ」などの発生が確認されており、本県への侵入防止対策や畜産農場における発生防止対策の徹底など、家畜伝染病に対する「危機管理体制」の更なる強化が求められている。

## 4 県内畜産農家からの要望

産業動物獣医師や家畜人工授精師など、地域の畜産を支える畜産技術者の高齢化・減少を背景として、家畜保健衛生所に対する畜産農家のニーズは、これまでの家畜衛生指導に加え、家畜診療や家畜人工授精業務、また、和牛登録や繁殖指導、さらには畜産物の安全性確保対策（JGAP家畜畜産物、農場HACCP）など多岐にわたっている。

〈参考〉

獣医師職員数（畜産関係）の推移

所属	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
家畜保健衛生所	40	38	35	34	33	34	34	34	34	33	33	32	32	32
畜産振興課	10	10	9	9	11	11	10	10	9	9	8	8	9	9
畜産研究課	11	11	10	10	8	8	9	8	9	9	8	9	8	9
その他	3	3	3	3	2	2	3	3	1	0	1	0	2	2
計	64	62	57	56	54	55	56	55	53	51	50	49	51	52

家畜保健衛生所 獣医師職員数の推移

所属	H18	H23	H28	R元
徳島家畜保健衛生所	17 (8)	14 (6)	13 (6)	12 (7)
徳島家畜保健衛生所 阿南支所	4 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)
西部家畜保健衛生所（吉野川庁舎）	12 (1)	10 (3)	11 (6)	11 (5)
西部家畜保健衛生所（東みよし庁舎）	7 (1)	7 (2)	6 (3)	6 (1)
計	40 (11)	34 (12)	33 (16)	32 (14)

（ ）は女性獣医師数（内数）

#### IV 将来を見据えた機能強化（再編整備）の方向性

##### 1 機能強化（再編整備）に向けた現状整理

家畜保健衛生所が抱える課題を解決することはもとより、「儲かる畜産業の実現」に向け、本県畜産経営のゾーニングを考慮した機能強化が重要である。

##### (1) 本県畜産経営のゾーニング

- 中央圏域は、鳴門市、阿波市、石井町、上板町に「酪農」、「肉用牛」、「養豚」を中心とした畜産ゾーンがあり、本県畜産業の中心地域である。  
高度病性鑑定機能を継続し、家畜防疫・畜産振興を更に発展させることが必要である。
- 西部・南部圏域は「阿波尾鶏」「ブロイラー」の養鶏ゾーンである。  
また、中山間地域に畜産農家が点在している中、家畜診療や巡回指導への要望は高く、それぞれの圏域に指導拠点が必要である。



##### (2) 課題

- 畜産経営の各ゾーンへの対応に係り、平時の家畜防疫、家畜伝染病発生時の初動対応において、少人数が分散する現状（4庁舎体制）では迅速な対応に支障をきたす恐れがある。  
また、家畜診療や家畜人工授精業務、また、JGAP家畜畜産物・農場HACCPの推進など、総合指導拠点としての業務についても同様である。
- 徳島家畜保健衛生所以外の庁舎は築後約50年が経過し、耐震化がされていないため、庁舎整備が急務である。

## 2 機能強化の方向性

本県畜産を維持・発展させていくためには、本県畜産のニーズを的確に捉えた「とくしま畜産成長戦略」を着実に実行する必要がある。

そのため、本県畜産を取り巻く状況や本県家畜保健衛生所の現状を踏まえ、家畜保健衛生所の老朽化対策や機能強化を一体的かつ効果的に図り、将来を見据えた「あるべき家畜保健衛生所」を実現する必要がある。

- (1) 家畜伝染病防疫対策については、ヒトや家畜、また畜産物等の物流の広域化により、これまで以上に迅速・的確な対応が求められており、それに対応可能な家畜保健衛生所の機能強化が必要である。
- (2) 今後の家畜保健衛生業務の推進にあたっては、地域の畜産情勢に即応できる「総合指導拠点」として、ヒト（獣医師）・モノ（検査機器）を集約・高度化した効率的な組織体制に再編する必要がある。
- (3) 多様化する農家ニーズに対する業務の効率化とサービス向上のための庁舎の適正配置バランスが必要である。

以上のことから、将来の各圏域での畜産振興も踏まえ、現行の4庁舎体制から3庁舎体制へと移行し、畜産農家から求められる5年・10年先の「あるべき家畜保健衛生所」を実現する。

## 3 家畜保健衛生所庁舎の配置

### (1) 庁舎の配置

畜産経営のゾーニング、また農家ニーズなどから、県内を3圏域と捉え、各圏域毎に庁舎を配置し、きめ細やかな行政サービスを提供する。

- 中央圏域（徳島市，鳴門市，小松島市，吉野川市，阿波市，勝浦郡，名東郡，名西郡，板野郡）
- 南部圏域（阿南市，那賀郡，海部郡）
- 西部圏域（美馬市，三好市，美馬郡，三好郡）  
に、各1庁舎ずつ配置する。

### (2) 候補地の選定要件と考え方

家畜保健衛生所庁舎の設置候補地については、

- 「徳島県公共施設等総合管理計画」に基づき、活用が可能な県有施設等の利用を最優先に検討
- 関係機関，徳島大学生物資源産業学部等との連携
- 庁舎の規模（敷地面積，庁舎施設規模）は、現行の施設規模も踏まえ、時代に求められる家畜保健衛生所機能を発揮できる規模

を踏まえ選定する必要がある。



加えて、各圏域における「畜産経営ゾーンへのアクセス」や「県有施設・県有地の活用」、家畜防疫や畜産振興施策を効率的に展開するため、「各総合県民局等との連携」なども考慮し、候補地を選定する。

○ 中央圏域

徳島家畜保健衛生所と西部家畜保健衛生所（吉野川庁舎）を統合し、その上で、

- ・ 畜産ゾーンへのアクセスが至便
- ・ 次代を担う畜産技術者の養成を図るため、徳島大学生物資源産業学部や農林水産総合技術支援センターとの位置
- ・ 家畜防疫の強化を図るため、東部農林水産局各庁舎（徳島庁舎、吉野川庁舎）との位置

が重要である。

○ 南部圏域・西部圏域

- ・ 畜産ゾーンへのアクセスが至便
- ・ 中山間地域への巡回指導に対応
- ・ 家畜防疫の強化を図るため、各総合県民局との位置

が重要である。

#### 4 各圏域の家畜保健衛生所庁舎の性格

(1) 中央圏域庁舎

- 徳島県の基幹的家畜保健衛生所としての中心的な役割と、高度な病性鑑定機能を担う。
- 農業共済組合等の関係団体、関係機関との連携に加え、徳島大学生物資源産業学部との連携も図り、徳島ならではの畜産技術者養成を担うものとする。

(2) 西部圏域・南部圏域庁舎

- 家畜防疫に加え、肉用鶏増羽の支援、家畜診療及びJGAP家畜畜産物・農場HACCPの取組推進等を担うものとする。

- (3) 各庁舎は、これまで以上に各総合県民局、東部農林水産局との連携を強化し、家畜防疫、畜産振興施策を推進する。

## V 家畜保健衛生所の機能強化（再編整備）による効果

本県家畜保健衛生所の老朽化対策が図られるとともに、庁舎の適正配置により、多様化する農家ニーズに対する業務の効率化、また、行政サービスの向上により、将来にわたり各圏域毎の畜産振興が図られ、本県を取り巻く経済のグローバル化に対して、柔軟かつスピード感をもって対応することが可能となる。

さらには、生産者の様々なニーズにワンストップで対応できる「総合指導拠点」としての機能を発揮することで、「儲かる畜産業の実現」はもとより、学生教育や畜産技術者の育成を通じて、地域社会の発展にも寄与することが可能となる。

### 1 「畜産振興の総合指導拠点」としての機能を発揮

- (1) 各圏域の畜産ゾーンに対して、より密接な行政サービスが提供できる。
- (2) JGAP家畜畜産物・農場HACCP推進の円滑化が図られ、より高度な衛生管理技術の指導が可能となり、消費者に信頼される畜産物の生産が推進される。
- (3) 南部・西部圏域で、今後、増加が予想される「家畜診療」や「家畜人工授精業務」などにも対応が可能となる。
- (4) 中央圏域に基幹的家畜保健衛生所を配置することで、関係機関、関係団体等と連携した畜産振興施策の展開が可能となる。

### 2 更なる家畜伝染病防疫体制の確立

- (1) 現地対策本部となる各総合県民局・東部農林水産局、さらには農林水産総合技術支援センターとの連携が強化されることで、より迅速かつ的確な初動防疫対応が可能となる。
- (2) 複数職員での対応により、迅速かつ的確な初動防疫対応の強化が図られる。
- (3) 高度な専門性を要する検査機器も、複数の職員が取扱うことが可能となり、検査精度や検査時間の短縮が図られる。

### 3 「地域を支える」畜産技術者の養成

- (1) 徳島大学生物資源産業学部との連携により、より高度なカリキュラムによる畜産技術者の養成が可能となる。
- (2) 民間技術者のみならず、家畜保健衛生所職員についても、高度な専門技術の伝承がより円滑に行われ、行政サービスの向上に繋がる。

### 4 新庁舎の整備による安全性の確保

- (1) 県民（畜産農家や関係団体職員など）や職員の安全性が確保される。
- (2) 周辺環境に配慮した庁舎運営が図られる。

## 5 各関係機関・団体等に対する効果の整理

### (1) 徳島大学生物資源産業学部

本県の基幹的家畜保健衛生所である中央家畜保健衛生所（仮称）との連携により、実践的な学生教育が可能となる。

#### ○ 現場での実践的な研修が実施できる。

生物資源産業分野に必要なカリキュラムについて、より高度な知識・技術の習得が可能となる。

- ・ 細菌培養技術
- ・ 生化学検査技術
- ・ 病理組織検査・診断技術

#### ○ 「現場主義」の考えを取り入れた学生教育が可能となる。

- ・ 生産者等と直接ふれあう機会を通して、「現場」を体感できる教育が実施できる。

#### ○ 飼養家畜（豚）の飼養衛生管理技術の向上

- ・ 家畜保健衛生所の指導により、実践的な現場実習を含めて飼養衛生管理技術の向上が図られる。

### (2) 関係団体

「儲かる畜産業の実現」に向け、これまで以上に、より濃密な畜産振興施策の展開が可能となる。

### (3) 地元自治体

あらたに機能強化した家畜保健衛生所庁舎が設置されることで、畜産業の振興はもとより、本県の基幹産業である農林水産業の振興にも繋がり、地域社会の発展にも寄与できる。

〈参考〉本県家畜保健衛生所の機能強化に向けた検討状況

- (1) 「徳島県公共施設等総合管理計画」において、家畜防疫衛生センターについては、「より迅速かつ機能的・効率的な体制」について検討することが位置づけられている(平成27年3月)。
- (2) そのため、将来を見据えた「家畜保健衛生所の今後のあり方」を議論するため、内部検討組織として、「家畜保健衛生所のあり方に関する検討会」を、さらに、外部有識者による検討会を設置し、検討を重ねてきたところである。

① 家畜保健衛生所のあり方に関する検討会

検討事項	検討内容等
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 家畜保健衛生所を取り巻く課題の整理</li><li>・ 家畜保健衛生所業務の方向性について</li><li>・ 家畜保健衛生所機能の強化について</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 庁舎の老朽化</li><li>・ 地域の畜産技術者不足及び職員数の減少</li><li>・ 獣医師職員数の減少</li><li>・ 家畜伝染病対策等の危機管理体制の強化</li><li>・ 多様化する畜産農家ニーズに対応できる体制の整備</li><li>・ 人、機器・設備等を集約・高度化した新庁舎設置(既存ストック活用を含む)による機能強化</li></ul>

② 外部有識者からの提言

本県家畜保健衛生所の機能強化について、学識経験者や畜産関係者など様々な視点から検討を行うために「徳島県家畜保健衛生所機能強化検討会」を設置(平成29年3月10日)し、様々な提言をいただいた。

ア 検討会の開催状況

- ・ 第1回 平成29年 3月21日
- ・ 第2回 平成30年 2月16日
- ・ 第3回 平成30年 3月20日
- ・ 第4回 令和 元年11月 (各委員より意見聴取)
- ・ 第5回 令和 2年 1月29日

イ 提言内容

○ 組織体制・業務の方向性について

- ・ 家畜診療や、JGAP家畜畜産物・農場HACCPの推進など、多様化する家畜保健衛生所業務に対応しつつ、危機管理体制を強化するための組織の構築が必要。

- ・ 人的パワーの集約を図り，多様化する農家ニーズに効率的に対応できる体制が必要。
  - ・ 総合県民局等との連携強化による畜産振興や家畜防疫対策，県農業共済組合との連携による家畜診療，また，徳島大学生物資源産業学部との連携による人材育成など，庁内関係機関や関係団体等と，これまで以上に連携できる組織の構築が必要。
  - ・ 家畜保健衛生所全体が連携していかなければならない。技術・経験をいかに引き継いでいくかが課題であり，適正人員の配置によりスムーズな技術伝承や人材育成が可能となる組織体制を考えていかなければならない。
  - ・ 他職種との連携による機能強化も検討する必要がある。
- 庁舎整備について
- ・ 庁舎の老朽化は問題。職員が安全に働ける体制整備はもちろん，災害時でも稼働できる体制を構築することが基本である。
  - ・ 高速道路等，現在の交通網を活用した庁舎配置を検討すること。
  - ・ 庁舎を整備する場合，焼却炉のこともあるので，周辺環境への配慮が必要
  - ・ 家畜保健衛生所庁舎の場所を考える場合，職員の通勤，畜産農家へのアクセスなどを考慮する必要がある。
- 獣医師職員の確保について
- ・ 女性獣医師が増えてきている現状の中，女性獣医師が働きやすい職場環境作りが重要。加えて，職員の利便性も考慮した組織体制を検討することは，獣医師確保の取組にも繋がる。
  - ・ 公務員獣医師に対する処遇の改善等を含めて，確保対策を実施していく必要がある。

徳島県家畜保健衛生所機能強化検討会 委員（敬称略）

区分	氏名	所属・役職等
学識経験者	音井 威重	徳島大学 生物資源産業学部 教授
	筒井 俊之	（国研）農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門 部門長
	片山 正敏	（公社）徳島県獣医師会 常務理事
生産者	近藤 用三	徳島県養豚協会 会長（養豚）
	杉原 勲	徳島県養鶏協会 顧問（採卵鶏）
	原 浅之	徳島県酪農業協同組合 代表理事組合長（酪農）
	澤 則之	阿波尾鶏ブランド確立対策協議会 顧問（肉用鶏）
	三宅 正明	徳島県肉用牛振興協会 会長（肉牛）
関係団体	今川 智久	（公社）徳島県畜産協会 専務理事
	森 浩一	徳島県農業共済組合 組合長理事

※ 丸本 昌男 阿波尾鶏ブランド確立対策協議会 会長（肉用鶏）  
（委員委嘱期間：平成29年3月～令和元年6月）

〈参考〉本県家畜保健衛生所の変遷

年 月	事 項
昭和25年12月	徳島家畜保健衛生所（徳島市蔵本2丁目）を創設するとともに、板東支所（鳴門市大麻町）、半田支所（旧美馬郡半田町）を設置
昭和27年 3月	三好家畜保健衛生所（三好郡三加茂町）と祖谷支所（三好郡山城町）を設置 麻名家畜保健衛生所（麻植郡鴨島町）と阿波支所（旧阿波郡阿波町）を設置
昭和28年	3月 海部家畜保健衛生所（海部郡牟岐町）を設置するとともに、赤河内出張所（旧海部郡日和佐町）、川東出張所（旧海部郡海南町）を設置 徳島家畜保健衛生所を南庄町5丁目77番地（旧養鶏試験場跡）に移転
	7月 板野家畜保健衛生所として徳島家畜保健衛生所板東支所を昇格
	8月 麻名家畜保健衛生所神領出張所（名西郡神山町）を設置 三好家畜保健衛生所祖谷支所を西部支所に名称変更
昭和34年 6月	三好家畜保健衛生所西部支所を廃止 海部家畜保健衛生所赤河内出張所・川東出張所を廃止
昭和38年12月	三好家畜保健衛生所山城出張所（旧山城町）を設置 海部家畜保健衛生所日和佐出張所（旧日和佐町）を設置
昭和40年 3月	徳島家畜保健衛生所を現在地（徳島市南庄町5丁目94番地）に移転
昭和42年	3月 三好家畜保健衛生所山城出張所 海部家畜保健衛生所日和佐出張所 麻名家畜保健衛生所神領出張所 } 廃止
	10月 広域家畜保健衛生所再編整備により4カ所に統廃合 1 徳島家畜保健衛生所（板野家畜保健衛生所を統合） 2 阿南家畜保健衛生所（那賀・海部家畜保健衛生所を統合） 3 鴨島家畜保健衛生所（麻名家畜保健衛生所と阿波支所を統合） 4 三加茂家畜保健衛生所（美馬・三好家畜保健衛生所を統合）
昭和43年 3月	鴨島家畜保健衛生所新庁舎完成（旧鴨島町麻植塚）
昭和44年 3月	阿南家畜保健衛生所新庁舎完成（阿南市日開野町谷田）
昭和45年 3月	三加茂家畜保健衛生所新庁舎完成（旧三加茂町中庄）
昭和58年 4月	徳島家畜保健衛生所鑑定係を病性鑑定室に改称 鴨島家畜保健衛生所に生乳検査係を新設
昭和60年 3月	徳島家畜保健衛生所講習棟新築
昭和61年 1月	鴨島家畜保健衛生所講習棟新築
昭和63年 4月	鴨島家畜保健衛生所生乳検査係を検査指導係に改称
平成元年 5月	徳島家畜保健衛生所新築
平成12年 4月	徳島家畜保健衛生所と阿南家畜保健衛生所を統合し、阿南支所を設置 徳島家畜保健衛生所に衛生防疫課を新設
平成20年 4月	吉野川家畜保健衛生所と東みよし家畜保健衛生所を統合し、西部家畜保健衛生所を設置
平成24年 4月	家畜保健衛生所を本庁組織とし、家畜防疫衛生センターを設置